



畑田小だより

令和元年度
夏休み臨時号
茨木市立畑田小学校

ネット環境から子どもたちを守るために！！

携帯電話やインターネットは非常に便利な反面、多くの危険がひそんでいます。大人に比べて生活経験が少なく判断力の未熟な子どもの場合、ネットゲームやメールに夢中になって生活のリズムを崩すことや、メール仲間からのいじめを受ける等の友人間のトラブル、知らない人と出会って犯罪に巻き込まれる等の被害も少なくありません。本校では、学校への持ち込みは原則禁止にしていますが、このような携帯電話やインターネットの使用状況やトラブルについては表面化しにくいことが特徴として挙げられます。

子どもたちが携帯電話やインターネットを正しく使用することは、これからの社会で暮らしていく上で必要不可欠なことです。子どもたちを過度のネット依存やトラブルから守り、正しい使い方を身につけさせるためには、子どもの発達段階に応じて携帯電話やインターネットの利用の仕方をコントロールする必要があります。

実際に 1 学期に本校で起きた事例を挙げます。お子様と一緒に考えてみてください。

インターネットにつながるゲーム機内でフレンドとチャットをしながら、ゲームを楽しんでいました。そのやりとりの中で、お互いの話が食い違い、相手から「殺すぞ！」と言われ、「殺されなくなったら、別のゲーム機で【〇〇消える】という名前でアカウントを作れ！しないと家を調べて行くからな！」と言われ、怖くなり、友だちのゲーム機で勝手に【〇〇消える】というアカウントを作成し、その【〇〇消える】の【〇〇】は別の友だちの名前になっていました。2 人ともアカウントの消し方を知らなかったため、どうすることもできず、もう一人の友だちに相談しました。その友だちが「それはアカンやろ！すぐに先生に相談しよう！」となって、今回は発覚しました。まとめると…

- ・全く知らない人とチャットを介して知り合い、言われた通りにした。
- ・知らない間に勝手にアカウントを作られ、あたかも自分がやったかようになってしまった。
- ・全く関係の無い人が自分の名前を勝手に使われてしまった。

今回の事例に対して学校が指導したことは、

- ・知らない人とのやりとりはしない
- ・友だちのもの、名前を勝手に使わない
- ・まわりの人に相談する勇気を持つ
- ・安易に考えて行動しない(リスクを知る)

今回のようにならないためにも、普段からの心がけ・ルールが必要です。学校でも情報モラル学習には取り組んでおりますが、ぜひ各ご家庭におかれましては、お子さんと話し合ってくださいよう、お願い致します。

保護者をお願いしたいこと

- ・絶えず子どもの変化をキャッチして受け止める。
- ・子どもの話をしっかりと聞いて受け止める。
- ・「何かあったら、あなたを守る」という意思表示を日頃からしておく。
- ・インターネットを家庭で使うときは、保護者がその内容を確認できる環境をつくる。
- ・携帯端末を持たせる場合は、子どもと話し合って、家庭でのルールを作っていく。
- ・もし何か起きた場合、すぐに学校や警察等に相談する。
- ・有害な情報に触れないようにするため、フィルタリングを設定する。

我が家のケータイルール（例）

- 1 使っている機能
例えば、通話、メールなどの使い方を子どもとの話し合いで決めていきます。
- 2 使う場所
例えば、リビング、習い事等の行き帰り等。
※ベッドや布団に持ち込まない等
- 3 使ってよい時間帯
例えば、夜 9 時を過ぎたらメールや通話をしない等。
- 4 充電する場所
例えば、大人が見ることができる場所で充電することで、自室に持ち込まないようにします。
- 5 アプリなどの利用
サイトやアプリについては、使う前に必ず相談します。

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」
(平成25年3月 大阪府教育委員会) をもとに作成。

相談窓口

ネット上のトラブルの相談窓口

大阪府警察 所轄の警察署 生活安全課
大阪府警察本部 サイバー犯罪対策推進本部
大阪法務局 人権侵犯被害申告 0570-003-110
全国の消費生活センター



参考資料

- 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(大阪府教育委員会 平成21年)
「I 導入」みんなでやってみよう! 「II ケータイ依存への対処」 「III 被害・加害への対処」 「IV 携帯電話の適切な使い方」
- 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(大阪府教育委員会 平成25年)
「スマートフォンにおける対処」 「スマートフォンの特徴」 「スマートフォンでのトラブル事例」
「家庭でのルールを見直そう!」 「チェーンメールはカット!」
「書き込み・画像等の削除依頼」 「児童・生徒向けの学習」
「教職員向け研修」 「保護者・地域向け研修」
「これだけは知っておきたい IT 用語集」

大阪府教育センター
人権教育リーフレットより抜粋

これはあくまでも一例です。
各ご家庭での指導される場合の参考にさせていただけたらと思います。